

在外子会社の連結における外貨換算基準

藤田昌久

一 問題の所在

外貨換算会計が企業会計の主要課題となった理由として、① 多国籍企業の発展 ② 国際的取引に基づく会計手続の精密化 ③ 主要貿易通貨の換算率の自由化などを挙げることができる。

このような経済社会の環境のもとで、企業会計基準の国際的調和化・統一化の運動も高まってきたし、その結果、当該運動が各国の会計基準設定主体に多大な影響を及ぼしてきたことも事実である。

また、外貨換算会計が複雑にして、難解なのは、取得原価主義会計のもとで貨幣という会計測定の評価尺度自身の変動である為替相場変動の影響を企業の状況を伝達する手段である財務諸表の表示面から認識しようとする

ところに起因している。こうした状況を考慮しながら、現行の会計制度のなかで最も会計情報の有用性を高める方法とは何かを探究してゆく必要がある。

外国に子会社を有して事業活動を行い、それら子会社の財務諸表を親会社の自国通貨に換算して連結財務諸表を作成する多国籍企業にとって、外貨換算基準の問題は、とりわけ世界が変動相場制のもとにある現在、重要な問題である。外貨表示財務諸表の換算では、各外貨表示項目をいつの時点の為替相場場で換算するのかわかるといふことが時に重要な問題となる。伝統的な換算方法としては、流動・非流動区分法、貨幣・非貨幣区分法、テンポラル法および決算日レート法がある。流動・非流動区分法は、貸借対照表項目に関し、流動資産および流動負債に対して決算日レートを、流動資産および流動負債以外の項目に対して取引日レートを適用して、外貨で表示さ

れた金額を自国通貨に換算する方法である。この方法は信用分析上の分類基準ないし開示上の分類基準として用いられてきた流動・固定分類をそのまま為替レートの選択の基準として用いている。貨幣・非貨幣区分法は、取得原価主義会計のもとの評価原則との合致を考え、①貨幣価値そのものを表わす現金および契約上確定した外貨額によつて表わされている項目（貨幣項目）と、②直接確定できる外貨額を有していなく、将来その外貨での貨幣価値が変化するかもしれない、つまり過去の支出額で表わされている項目（非貨幣項目）との分類を為替レート選択の基準とし、前者に対しては決算日レートを適用し、後者に対しては取引日レートを適用して、外貨で表示された金額を自国通貨に換算する方法である。テンポラル法は、流動・固定、貨幣・非貨幣という貸借対照表項目の性質による分類に制約されることなく、各項目の測定された属性の時点を為替レート選択の基準とする。したがって、この方法は現金、債権および債務、ならびに現在または将来の価格で記帳されている資産および負債に対しては決算日レートを適用し、過去の価格で記帳されている資産および負債に対しては取引日レートを適用して、外貨で表示された金額を自国通貨に換算する。決算日レート法は、すべての資産および負債項目や損益項目に対して決算日における為替レートを適用し

て、外貨金額を自国通貨に換算する方法である⁽¹⁾。国際的にみて、各国の換算方法の実務での適用の仕方は多様である。このような状況を表示すると次頁のようになる⁽²⁾。

報告通貨の立場から外貨表示財務諸表を換算する方法は、本国主義に基づくテンポラル法、現地主義に基づく決算日レート法および事業体の状況に応じて両者を使い分ける機能通貨換算法（状況的換算法）ということになる。特に換算理論はテンポラル法と決算日レート法の二つに分かれる。その対立は主として、在外支店および在外子会社の外貨表示財務諸表の換算に関するものなのである。そこで、本稿では在外子会社の連結という観点から、各換算方法の論拠と問題点を考察するものである。

二 テンポラル法の論拠と問題点

テンポラル法を支える主な論拠は、次の要件を備えているということである。

① 為替換算の目的は、外貨数値で測定・表示された財務諸表項目を、自国通貨に換算することにある。当該換算にあたっては、換算の対象とされる外貨数値の属性を変更しないこと、すなわち、当該数値を測定するために採用された会計基準を換算後の数値にもそのま

世界における換算方法（広く採用されている実務）

国	決算日	流動・非流動	貨幣・非貨幣	テンポラル
アルゼンチン				×
オーストラリア	×			
オーストラリア				×
バハマ			×	
ボリビア				×
ボツワナ	×			×
カナダ	×			
チリ				×
コロンビア	×			
コスタリカ			×	
デนมニカ共和国	×			
ドミニカ共和国				×
エルサルバドル		×		×
フィリピン	×			
フランス	×		×	
ドイツ	×			
ギリシア	×			
ホンジュラス			×	
インド	×			
インドネシア		×		
イタリア	×			
ジャマイカ	×			
日本	×			×
韓国	×			
マレーシア		×	×	
オランダ	×			
ニュージーランド		×		
ノルウェー	×		×	
パキスタン		×		
パラグアイ	×			×
ペルー				×
フィリピン			×	
セネガル	×			
シンガポール	×			
南アフリカ		×		
スウェーデン	×		×	
台湾			×	
タイ	×			
アメリカ	×			×
ベネズエラ				×
ジンバブウェ	×	×		×

ま反映させること。

② 在外支店財務諸表の本店への合併、在外子会社財務諸表の連結または在外非連結子会社、在外関連会社に対する持分法の適用には、その根底に、在外支店、在外子会社などによる海外活動を本店、親会社などの事業活動の延長であるとする考え方が存在する。したがって、在外支店、在外子会社などが採用する会計基準と本店、親会社などのそれとの間に同質性を保たせ、また為替換算会計上も、当該会計基準と首尾一貫した換算方法を採ること。

テンポラル砲は、本国主義の考え方と言われる。すなわち、在外支店や在外子会社の行った現地通貨建ての取引をも、あたかも本店や親会社が自ら外貨建取引を行ったかのごとく考えて換算を行うとするものである。そこには、本国通貨のみが会計上の測定単位・尺度たりうるといふ考え方（外貨尺度否定説）^③が潜んでいて、本国通貨以外は測定単位として用いられないとする思想が根底に存在する。連結財務諸表の目的は、連結企業集団があたかも単一の企業であるかのごとく、連結企業集団全体の経営成績および財政状態を表示することである。この目的と首尾一貫するためには、連結企業集団によるすべての取引は、あたかも単一企業による取引であるかのようにみなされなければならない。すべての取引が単

一の会計原則に準拠して単一の測定単位によって測定・記録された場合と実質的に同一の結果になるように、外貨表示財務諸表も換算されなければならない。

テンポラル法は、連結が首尾一貫した基礎に基づいて可能になるように、測定単位を交換し、かつ測定された属性と同一時点の為替レートを適用することによって外貨項目の測定の基礎にある会計原則を維持する。このことから、テンポラル法の主要な論拠は、連結財務諸表の基礎的前提である経済的単一実体概念と単一測定単位概念および会計原則との整合性であり、連結企業集団全体の事業活動を単一の会計原則に準拠して単一の測定単位によって測定したのと、実質的に同じ結果になる連結財務諸表の作成を可能にするように外貨表示財務諸表を換算することができるといふことである。

この方法にも次のような問題点がある^④。

① 外貨表示財務諸表上のある項目には取引日レートが適用され、他の項目には決算日レートが適用されるために、換算の結果、財務比率が歪められ、さらに外貨表示財務諸表上の純利益が純損失に逆転する「換算のパラドックス」という不合理な結果をまねき、企業の海外における経営活動の実態を伝達しえなくなってしまう。

② 棚卸資産を取引日レートで換算する場合、為替相場

変動の影響は、当該棚卸資産が売却されるまで認識されないため、企業の業績を正しく表示しえない。たとえば、外貨が強くなっている場合、決算日レートで換算した売上高から取引日レートで換算した売上原価を控除することは、棚卸利益または架空利益を計上することになる。

③ 現地国で調達した借入資金で固定資産を取得した場合、換算にあたって、前者は決算日レートが適用され、後者には取引日レートが適用される。しかし、資金の借入れと資産の取得は一組の経営方針のもとに行われた取引である。したがって、借入金のみを決算日レートで換算し、その為替換算差益または差損を当期の損益に計上するのは不合理である。

三 決算日レート法の論拠と問題点

決算日レート法の論拠として、フラワーは次のように列挙している⁵⁾。

① 多くの場合、在外子会社は、かなり自主的である。例えば、どの資産を取得ないし保有するのか、どの資産を輸入するのかという選択の意思決定は現地の取締役会に任されている。

② さらに、これらの在外子会社では、しばしば、現地

資金や留保利益による自己金融が大部分である。

③ このような状況では、在外子会社に対する親会社の主な関心は利益配当である。利益配当が満足のいくものであれば、親会社は在外子会社の財政状態や経営活動に関して、特に干渉することはない。

④ したがって、親会社は在外子会社の資産、負債、収益および費用に関する詳細な状況に関心をもたない。親会社の関心は唯一の實在的給付である利益配当の源泉となつている在外子会社への純投資額である。

⑤ この純投資の価値は、財産を決算日レートで換算することによって、最も適切に表示されることになる。もし一つのレートが適用されるべきであるとするならば、それは決算日レートでなければならない。

⑥ 貸借対照表は貸借平均しなければならないので、純財産が決算日レートで換算されなければならないとすれば、その他の貸借対照表項目もまた、すべて同じ決算日レートで換算しなければならない。

上記の事項をまとめると、結局、決算日レート法の主要な論拠は、

① 在外子会社は親会社とは別個の独立的な事業単位として運営されており、その在外活動は当該子会社の属する国の通貨によって測定・表示されているので、為替換算会計上もこの事実を重視すべきである。したが

つて、テンポラル法のように、各種の財務諸表項目を複数レートで換算することは目的適格的ではなく、むしろ決算日の為替相場を一律に適用することによって外資表示財務諸表項目の各相互関係を換算後も維持できるとすべきである。

② 親会社の投資は、在外子会社の個々の資産や負債に對するものというよりもむしろ純財産に對するものである、したがって、為替レートの変動に直接的影響を受けるのは、資産や負債の残高ではなく、純財産（純投資額）である。この海外投資の円相当額が決算日現在においてどのように増減しているかを明らかにするために、当該海外投資に係る在外子会社等の外貨表示財務諸表項目を決算日の為替相場で換算することが合理的である。

③ 為替換算の手続きは、決算日レート法によると、簡単である。

決算日レート法の問題点の第一として、決算日レート法による換算手続きは、決算日における為替相場をすべての資産および負債の残高に反映させようとする手続であり、決算日時点での再評価手続にはかならない。こうしたことは時価主義の意図するものであり、取得原価主義と矛盾する。

この点に関し、取得原価主義会計との関連において決

算日レート法が有する第一の問題点として、「評価基準と適用される換算レートとの間の時間的首尾一貫性を欠如せしめるという点」と第二の問題点として、「換算によつて取得原価数値の継続性が破壊されるという点」という指摘がある⁶⁾。

第二に、決算日レート法の最大の論拠としての在外子会社の独立性と現地主義は、親会社概念にもとづく連結財務諸表の作成と基準性の原則と矛盾する換算法であるということである。連結財務諸表の作成に際し、連結の範囲を決定する基準は親会社と子会社の関係が成立しているということである。このことは、子会社という概念自体すでに親会社に對する独立性という考え方と矛盾するものであり、子会社の独立性は否定される。決算日レート法の論拠である子会社の独立性を認める基盤を失うことになる。また、在外子会社を含めて連結財務諸表を作成する場合、連結財務諸表は本国における親会社の立場から、その支配従属関係にある在外子会社を含めた国際的な範囲にわたる企業集団を会計単位として作成される⁷⁾。

こうした考え方によれば、連結財務諸表の作成に係る換算においては本国主義の立場が適切なものであるといえる。決算日レート法が論拠とする在外子会社の独立性と現地主義という考え方は、このような連結財務諸表作

成の立場とは矛盾するものである⁸⁾。

四 機能通貨換算法の論拠と問題点

多国籍企業は、様々な経済環境の下で事業活動を行い、かつ多様な通貨で取引を行う事業単位から構成されている。異なった経済環境の下で営まれる在外事業は、その構造や実態もそれぞれ異なる。したがって、特定の資産や負債のみが為替リスクに晒される場合もあれば、在外事業全体、すなわち、純投資額が為替リスクに晒される場合もありうる。このような経済的状况を考慮して、異なった経済的事実に対しては異なった会計処理が必要であるというのが機能通貨換算法（状況的換算法）の論拠である。要するに、機能通貨換算法は、個々の特定の資産や負債が為替リスクに晒されていると考えられる従属的在外事業と純財産（純投資額）が一括して為替リスクに晒されていると考えられる独立的在外事業とに分けて、前者はテンポラル法を、後者には決算日レート法を適用するというものである。

機能通貨換算法は、為替相場の変動が在外事業に与える経済的事実の相違にできる限り反映するように換算するために、テンポラル法と決算日レート法を選択適用できる柔軟性のある換算方法である。したがって、この方

法にはテンポラル法と決算日レートの双方の問題点が内在することになる。

両方法を選択適用することによって生ずる問題点として、第一に従属的在外事業と独立的在外事業の区別、あるいはFASB基準書第五二号における機能通貨の選択が、結局は経営者の恣意的判断によって行われる危険性が大きく、利益操作（独立的在外事業と判断することによって、換算差額を持分の部に含めることができるので利益の平準化）に利用されるという点である⁹⁾。

第二に、テンポラル法の下で算出された換算差額は当期の損益計算に含め、決算日レート法を用いて換算して、その結果生じた換算差額は連結持分の独立した構成要素として、すなわち、株主持分として開示することによって、いかなる有用な目的に役立つのか。また、テンポラル法も決算日レート法も、親会社の見地から為替レートの変動の影響を測定しようとするものであり、その結果の換算差額なのであるから、どちらの換算方法を適用しても、当該換算差額の本質はいずれも同じではなからうか。いずれにしても疑問の生ずるところである¹⁰⁾。

五 今後の課題

米国は、FASB基準書第五二号において、現地通貨が機能通貨であれば決算日レート法により換算し、本国通貨が機能通貨であればテンポラル法により再測定することが規定されている。

英国では、会計実務基準書第二〇号において、在外企業を含んだグループ計算書を作成する場合、決算日レート／純投資法によることを原則としている。現地通貨よりも投資会社の通常の経済的環境に依存する在外企業の場合にはテンポラル法を採用しなければならないとされている。

国際会計基準第二一号(IAS No.21)「外貨換算会計基準」は状況的換算方法の考え方を採用している³⁰⁾。

このように、国際的視点にたつと、外貨表示財務諸表の換算基準として、在外子会社の状況により換算方法を使い分ける方向で統一化しようとする趨勢にあるが、わが国の外資建取引等会計処理基準は決算日レート法を採用している。外貨取引に関する経済環境は大幅に拡大し、かつ変化しているので、われわれは国際的な統一方向に準じた基準を考慮しなければならないのであろうか。また、財務諸表の比較性を高めるために、在外投資

額への為替レートの変動の影響を連結財務諸表において認識する換算方法に統一すべきなのか。今後さらに多面的に検討していかねばならない。

(ふじた まさひさ／経営学部教授)

注

- (1) 拙稿「外貨換算方法の変遷」(小川冽編著『財務会計の展開』中央経済社、一九八三年)
- (2) Frederick D. S. Choi and Gerhard G. Mueller, *International Accounting, 2nd edition*, Prentice-Hall, 1992, p.195.
- (3) 染谷恭次郎『国際会計』中央経済社、一九七八年、八八～八九頁。
- (4) Thomas G. Evans, Martin E. Taylor and Oscar Holzmann, *International Accounting and Reporting*, 1994, p.172.
- Jhon Flower, "Foreign Currency translation," in *Comparative International Accounting, 3rd edition*, Edited by Christopher W. Nobes and Robert H. Parker, Prentice-Hall International (U.K.) Ltd., 1991, p.315.
- (5) John Flower, *Ibid.*, p.319
- (6) 穂山幹夫「決算日レート法の批判的検討」『経営論

- 集』三〇号、一九八八年三月、二二頁。
- (7) 穂山幹夫「決算日レート法と現地主義」『産業経理』Vol.49 No.1、一九八九年、七四〜七六頁。
- (8) 穂山幹夫。前掲論文(6)。二五〜二六頁。
- (9) 穂山幹夫「外貨換算会計に関する基礎的考察」『會計』一三二卷六号、一九八七年一二月、七六頁。
- (10) Frederick D. S. Choi and Gerhard G. Mueller, op. cit., pp.185-186.
- (11) 森藤一男「基礎理論確立の必要性―機能通貨アプローチをめぐる論点―」、染谷恭次郎編著『会計学の国際的展開』中央経済社、一九八九年、一四五〜一六五頁。